

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例

(昭和36年7月21日 条例第4号)

改正 昭和38年3月9日 条例第1号

昭和46年3月26日 条例第1号

昭和50年3月29日 条例第3号

昭和51年7月23日 条例第7号

昭和59年3月29日 条例第1号

平成13年3月27日 条例第1号

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合の職員の旅費、定年、再任用、退職手当、服務の宣誓、職務に専念する義務の特例、分限に関する手続及び効果並びに懲戒の手続及び効果については、秦野市職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から実施する。

附 則 (昭和38年3月9日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年1月1日から適用する。

附 則 (昭和46年3月26日条例第1号)

この条例は、秦野市伊勢原市清掃組合規約を施行する日から施行する。

附 則 (昭和50年3月29日条例第3号)

この条例は、秦野市伊勢原市環境衛生組合規約を施行する日から施行する。

附 則 (昭和51年7月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。